

# 各種手当（児童扶養、特別児童扶養、特別障害者、障害児福祉） の手続きを忘れずに 身体障がい者巡回相談、ボランティア講座の開催について

ひとり親家庭への児童扶養手当や、障がいのある人やその家族に支給される特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。提出がない場合には、手当を受給できなくなりますので、忘れずに手続きを行ってください。

また、身体障がいに関する支援の巡回相談や、精神福祉ボランティアの講座を開催します。利用や参加を希望する人は、お問い合わせください。



## 児童扶養手当

### ■制度について

ひとり親家庭に対する自立を支援し、児童福祉の増進を図るために支給される手当です。母子家庭だけでなく、父子家庭も対象です。

手当を受給するには、申請（認定請求）が必要です。

**【支給要件】** 次のいずれかの条件にあてはまる児童（18歳未満）を監護している母、または、監護かつ生計同一の父など

▷父母が婚姻を解消

▷父または母が、死亡、一定の障がいを持っている、生死が明らかでない、1年以上遺棄している、裁判所からのDV保護命令を受けた児童 など

※受給には所得制限など一定の条件があり、障がいの有無により対象児童の年齢も異なります。詳しくは、お問い合わせください。

### 【児童が1人の場合の支給額（月額）】

全部支給：42,330円

一部支給：42,320円～9,990円

※支給額は所得に応じて決定されます。

**【支給手続】** 提出書類は、支給要件により異なります。お問い合わせのうえ、必要書類をそろえて申請してください。手当は申請の翌月分から支給されます。

**【支払期日】** 4、8、12月の各11日

### ■現況届の提出を忘れずに

児童扶養手当を受給している人（全部支給停止の場合も含む）は、現況届を提出してください。

**【提出期間】** 8月1日(月)～5日(金) 午前9時～午後4時

**【提出場所】** 市役所 801会議室または吉田・三間・津島支所福祉環境係

**【提出書類】** 受給状況により異なります。7月下旬に各受給者へ通知する必要書類をご確認ください。

※現況届を提出しないと、8月分以降の手当が受給できなくなります。また、現況届が未提出で、2年を経過した場合、時効により資格がなくなります。該当する人は、必ず現況届を提出してください。平成27年中の所得が未申告の人は、認定ができません。所得申告をすませてから現況届を提出してください。

### ■児童扶養手当の加算額（月額）の変更

2人以上の児童がいる家庭に加算される児童扶養手当の加算額が、8月分から変更されます。

児童の数	8月までの加算額	8月以降の加算額
2人目の児童	5,000円	全部支給：10,000円 一部支給：9,990円～5,000円
3人目以降の児童	3,000円	全部支給：6,000円 一部支給：5,990円～3,000円

※加算額は所得に応じて決定されます。

### 【増額された加算額の支給】

8月分から加算額が増額されますが、8月～11月の4ヵ月分は児童扶養手当の支給月である12月に支払われます。

### 【平成29年4月から物価スライド制を導入します】

物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変更する仕組みです。

児童が1人の場合の手当額には、物価スライド制を導入していますが、児童が2人以上の場合の加算額にも平成29年4月から導入します。

**【問合せ先】** 福祉課児童福祉係 ☎24-1111内線2141  
または各支所福祉環境係

## 身体障がい者巡回相談

相談人数に限りがあります。必ず事前に申し込みをしてください。

【とき】 9月6日(火) 午後1時～3時

【ところ】 吉田公民館 第2・3会議室

【判定医師】 整形外科 渡部 昌平 先生

(独立行政法人 地域医療機能推進機構宇和島病院  
[JCHO宇和島病院] 院長)

【相談対応者】 県福祉総合支援センター 職員

【内容】

▷補装具、更生医療、身体障がい者の支援に関する  
こと

※今年度から電動車椅子の走行テストができます。  
事前に申請手続きが必要です。

【申込・問合せ】 8月22日(月)までに福祉課障害福祉  
係 ☎24 - 1111内線2103

## 精神保健福祉ボランティア講座

「心の病」を抱えている人のことを知り、地域で支えあって暮らすために「あなたも出来ること」を一緒に学びませんか？

とき		内容
第1回 (開講式)	9/17(土)	生活のしづらさを知ろう (講義)
第2回	10/22(土)	精神障害を目と耳と心で感じよう (ビデオ上映)
第3回	11/19(土)	地域資源とかがわり方 (私たちにできること)
第4回 (閉講式)	12/17(土)	家族・当事者の想いを聞こう (体験談・交流会)

【時間】 いずれも午後1時30分～3時30分

【ところ】 総合福祉センター

【受講料】 無料

【定員】 20人 (全日程に参加できる人優先)

【申込期限】 9月14日(水)

【申込方法】 郵送、FAXまたは電話で申し込んでください。

【申込・問合せ】 〒798 - 0024

宇和島市伊吹町甲953 - 8

NPO法人さかえ (就労継続  
支援事業所ピアさかえ内)

☎・FAX 24 - 5159



## 障害のある人への手当

### ■特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある児童 (20歳未満) を養育している家庭に、児童の生活や福祉の向上を目的に支給する手当です。

【対象】

1級手当	身体障害者手帳1～2級程度、または、療育手帳A程度の心身に障がいのある児童の保護者
2級手当	身体障害者手帳3～4級 (4級は一部) 程度やこれと同程度の心身に障がいのある児童の保護者

【支払期日】 4、8、11月の各11日

### ■特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅で、特に重度の障がい重複しているなど、日常生活に常時介護を必要とする人に支給する手当です。

【対象】

特別障害者 手当 (20歳以上)	国民年金 (障害基礎) 1級程度の異なる障がい重複している人、身体障害者手帳1・2級程度の障がいと重度の知的障がいまたは精神障がいのいずれかが重複している人など
障害児福祉 手当 (20歳未満)	重度の身体障がいまたは精神障がいのいる人、最重度の知的障がいの人、重度の知的障がいと重度の身体障がいを合併する人など

【支払期日】 5、8、11、2月の各10日

### ■現況届 (所得状況届) の提出を忘れずに

特別児童扶養手当・特別障害者手当 (または経過的福祉手当)・障害児福祉手当を受給している人は、現況届 (所得状況届) の提出が必要です。

提出がない場合、8月分以降の手当が受給できません。

【提出期間】 8月15日(月)～9月2日(金)

午前9時～午後4時 (土・日曜日は除く)

【提出場所】 福祉課 (23番窓口) または吉田・三間・津島支所福祉環境係

【提出書類】 受給している手当により異なります。

8月上旬発送予定の通知を確認してください。

【問合せ】 福祉課障害福祉係 ☎24 - 1111内線2110

または各支所福祉環境係